二　暗号資産関連有価証券の信託（主として暗号資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

（禁止行為）

第三十一条の二十五　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

四　暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

［五・六　略］

別表（第二十一条第五項関係）

［表略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（銀行法施行規則の一部改正）

第二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第十九条の二**　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑾、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 ［一・二　略］ 三　銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの イ　［略］ ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⒀から⒅までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。） ［⑴～⒁　略］ ⒂　信託勘定有価証券残高（⑰に掲げる事項を除く。） ⒃　信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高 ⑰・⑱　［略］ ハ　［略］	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第十九条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⒀から⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。） ［⑴～⒁　同上］ ⒂　信託勘定有価証券残高（⑯に掲げる事項を除く。） ［加える。］ ⑯・⑰　［同上］ ハ　［同上］

二　暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

（禁止行為）

第三十一条の二十五　［同上］

［一～三　同上］

四　暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十一条の十九第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

［五・六　同上］

別表（第二十一条第四項関係）

［同上］